

仕 様 書

基山町が庁用車として使用するリース車に求める事項を次のように定める。なお、当該車両の所有者は決定業者とし、使用者を基山町とする。

1. リース台数 1台（新規登録車）
2. リース期間 令和8年7月1日から令和13年6月30日まで（60ヶ月）
3. リース部署 基山町 プラチナ社会政策課
4. 主要諸元

(1) 排気量等	660cc クラス・ガソリン車・2WD
(2) ボディタイプ	ワンボックスバン
(3) ドア枚数	5枚
(4) 乗用定員	4名
(5) 変速機形式	AT又はCVT
(6) ステアリング形式	パワーステアリング付き
(7) その他	・車体色は白色とする。 ・後部座席は格納等により荷室として利用できるものとする。 ・基山町の文字入り（ボディ後方に1面：7cm×7cm×3文字） ※ステッカー・マグネットは問わない。
5. 一般装備

(1) メーカー標準装備
(2) 純正エアコン
(3) パワーウィンドウ（運転席及び助手席のみ可）、集中ドアロック
(4) 後部座席のシートベルト

上記装備以上
6. 付属品

(1) フロアマット（前・後席分）
(2) サイドバイザー（運転席・助手席）
(3) オーディオ（FMラジオ以上）
(4) 標準工具類
7. 車両納車・登録
令和8年7月1日に納車。令和8年6月登録の新車であること。
納車時は、ガソリン満タンとすること。
8. その他 本仕様書に記載されていない事項で機能上当然必要なものは装備することとし、疑義等が生じた場合は、町の指示に従うこと。
9. リース料に含まれる費用及びサービス
 - (1) 費用
 - ①車両代金
 - ②当初登録諸費用（車庫証明・納車費用含む）
 - ③軽自動車税（期間中全額）
 - ④自動車重量税（期間中全額）

⑤自動車損害賠償責任保険料（期間中全額）

⑥自動車リサイクル法にかかる費用

（2）サービス

①法定点検（全期間中、納車・引取り）

②継続車検（全期間中、納車・引取り）

③一般整備修理費（全期間中、納車・引取り）

④一般消耗品の交換及び補充

⑤エンジンオイル交換及びオイルエレメント交換

※半年点検でオイル交換。1年点検でオイル及びオイルエレメント交換。

⑥バッテリー交換

⑦タイヤ（ラジアルタイヤ）交換

（3）その他

○リース期間満了時の残存価格の精算はしないものとする。

○リース期間満了後は、車両については決定業者へ返納し、これにかかる費用についても含むものとする。

10．納入場所 基山町役場内

11．契約方法 長期継続契約による

12．支払方法 毎月後払いとする。（60回払い）翌月25日（休業日は翌日）を基本とする。